

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【公表番号】特表2009-528193(P2009-528193A)

【公表日】平成21年8月6日(2009.8.6)

【年通号数】公開・登録公報2009-031

【出願番号】特願2008-557275(P2008-557275)

【国際特許分類】

B 4 1 M 5/00 (2006.01)

B 4 1 M 5/50 (2006.01)

B 4 1 M 5/52 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

【F I】

B 4 1 M 5/00 B

B 4 1 J 3/04 1 0 1 Y

【手続補正書】

【提出日】平成22年2月3日(2010.2.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

吸收性の支持体より上に、順番に、

(a) 重合体の結合剤及び重量で少なくとも80パーセントの無機の粒子を含む多孔性のベース層、それにおいて、前記無機の粒子の重量で少なくとも60%が、0.4マイクロメートルから5マイクロメートルまでの粒子の大きさを有する沈殿させられたカルシウムの炭酸塩を含むこと；

(b) 水和させられた又は水和させられてないアルミナの重量で少なくとも80パーセントの無機の粒子を含む多孔性のインクを受容する中間の層、それらの中央値の一次的な粒子の大きさが、150nmと250nmとの間にであること、それにおいて、前記中間の層におけるいぶされたアルミナの濃度が、存在するものであるとすれば、各々の層における前記無機の粒子に関連性のある、上側の層におけるいぶされたアルミナの濃度と比べてより少ないものであること；並びに、

(c) いぶされたアルミナの粒子及びアルミニウムのオキシ水酸化物の粒子の混和材の、合計の無機の粒子の重量で、少なくとも80パーセントを含む多孔性の像を受容する上側の層、それにおいて、後者の粒子が、90nmから150nmまでの中央値の粒子の大きさを有すること、並びに、前者の粒子が、200nmより下の中央値の二次的な粒子の大きさ及び7nmから40nmまでの一次的な平均の粒子の大きさを有すること；

を含むインクジェット記録要素であって、

それにおいて、乾燥の重量の被覆率に基づいて、前記ベース層は、25g/m²から60g/m²までの量で存在するものであると共に、自由選択でサブ層へと分割させられた、前記中間の層は、15g/m²から60g/m²までの量で存在するものであると共に、前記上側の層は、1g/m²から10g/m²までの量で存在するものであると共に；

それにおいて、印刷されてないインクジェット記録要素は、少なくとも15Gardner光沢度単位の20度の光沢度を呈する、インクジェット記録要素。

【請求項2】

請求項 1 に記載の要素において、

乾燥の重量の被覆率に基づいて、

前記ベース層は、 30 g/m^2 と 50 g/m^2 との間の量で存在するものであると共に、前記インクを受容する中間の層は、 30 g/m^2 と 50 g/m^2 との間の量で存在するものであると共に、前記インクを受容する上側の層は、 1 g/m^2 から 5 g/m^2 までの量で存在するものであると共に、前記ベース層、前記中間の層、及び前記上側の層の合計の乾燥の重量の被覆率は、 61 g/m^2 から 105 g/m^2 までである、要素。

【請求項 3】

請求項 1 に記載の要素において、

前記印刷されてないインクジェット記録要素の 20 度の光沢度は、少なくとも 20 Gardner 光沢度単位であると共に、前記 60 度の光沢度は、少なくとも 50 Gardner 光沢度単位である、要素。

【請求項 4】

請求項 1 に記載の要素において、

前記ベース層は、前記ベース層における前記合計の無機の粒子に基づいた重量で 40 パーセントまでの量でシリカゲルの粒子をさらに含む、要素。

【請求項 5】

請求項 1 に記載の要素において、

前記像を受容する層は、前記層の重量で 10 パーセントから 25 パーセントまでの間の量で、前記インクジェット記録要素における前記重合体の媒染剤の実質的に全てを含む、要素。

【請求項 6】

請求項 1 に記載の要素において、

前記層における他の無機の粒子に対して相対的な、前記上側の像を受容する層におけるいぶされた粒子の濃度は、いくらかでもあるとすれば、前記インクを受容する中間の層におけるいぶされた粒子の濃度の二倍と比べてより多いものである、要素。

【請求項 7】

請求項 1 に記載の要素において、

前記ベース層は、15 重量パーセントと比べてより少ない結合剤を含む、要素。

【請求項 8】

請求項 1 に記載の要素において、

前記中間の層及び前記上側の層は、各々独立に、2 重量パーセントから 10 重量パーセントまでの結合剤を含むと共に、それにおいて、前記粒子対前記重合体の結合剤の体積比は、1 : 1 から 15 : 1 までである、要素。

【請求項 9】

請求項 1 に記載の要素において、

少なくとも前記像を受容する上側の層は、媒染剤を含む、要素。